

令和6年度第3回特定調達品目検討会 委員意見要旨

日時：令和6年12月24日（火） 10：00～12：00

出席委員：梅田委員、岡山委員、奥委員、奥村委員、小根山委員、加用委員、鶴田委員、奈良委員、根村委員、平尾委員（座長）、藤井委員、藤崎委員、柳委員（五十音順）

No.	議題	資料	意見箇所	意見内容	意見内容への対応方針
1	パブリックコメントへの対応	資料2	定義	定義に「調達に際しての支障や供給上の制約等がない限り」と書いてあるが、元々の「可能な限り」の方が、範囲が広く、調達の支障、供給上の支障、仕様上の支障などのいろいろな支障が考えられる。「等」と書くのであれば、元々の「可能な限り」の方がいいのではないか。	この表現については、今年度2段階基準の活用懇談会において、基準値1の位置付けをもう少し明確化し、より高めていくという趣旨の議論を行い、「可能な限り」という曖昧な表現でなく、基準値1の取組がより進むように見直しをさせていただいたが、引き続き曖昧なところがあるのではないかという指摘だと思う。その点は再度を検討させていただく。原則としては、各調達機関の調達方針ごとに考えていただくということになるが、そこがもう少しわかりやすくなるよう、検討して、周知していきたい。
2	パブリックコメントへの対応	資料3	共通の判断の基準	資料3の17ページの図について、単純に見ると、グリーンスチールが使用されていない物品の場合、グリーンスチールを使用した途端に基準値1に適合する。基準値1でグリーンスチールを使っているものは何も変わらない。基準値2を満たしておけば、もうそれで十分で、難しいところに行く必要はないだろうというように、モチベーションがなくなってしまうのではないか。その辺も考えられているか。	今回、共通の判断の基準値1が設定されることにより、個別品目の基準値1の取組が進まない可能性もあるという指摘については、懸念はあると思っている。今後の検討においては、共通の判断の基準の基準値1と、個別品目の判断の基準の基準値1の両方が満たされた場合について、プレミアムな位置付けにするといった検討もしたいと考えている。
3	パブリックコメントへの対応	資料2	共通の判断の基準	資料2の9ページ目の共通の判断の基準だが、備考の4番で「困難な場合はこの限りではない」という文言があるが、「この限り」の「この」は何を指すのか。例えば、本基準を適用しないとした方がわかりやすいのではないか。	この表現については、前回の第2回検討会で「この限りではない」という表現もあるのではないかと指摘があり、見直しをしたところ。明確化するような表現ができるか検討したい。
4	パブリックコメントへの対応	資料1		パブコメの対応方針のところに、「業界団体との協議の上」ということで、対象の業界団体がそうできると言ったのだからできるという組み付けだが、業界団体はよくあるように業界の中の一部の会社が集まって、大きな会社で作っているところがけっこうある。そうすると零細とかの方々がとてもできないと言っているのに、大手だけがどんどん大きくなって、独占になってしまう。そういうルートを作るのはちょっと気になるなど。業界というのは大体大きな企業しか入ってこない。業界団体ができると言ったから、やりなさいというのは、ちょっと難しい点もあって、気の毒な面もあるかなという気がする。	独占的なものになってしまうのではないかというふうなご指摘だと思うので、その点我々も十分留意しながら今後の業界団体との調整に努めていく。
5	パブリックコメントへの対応	資料1	共通の判断の基準	鉄鋼のみ共通の判断の基準を設けている、ということについて、回答案で「他の原材料の取扱いについては引き続き検討」という記載があるが、検討されているのか、今後検討されるのか。あるいは想定される品目や原材料があるのか、全般的に取り扱いを今後検討していくということなのか。	他の原材料の具体の想定という部分で、素材として挙げられる明確なものは現状としてはまだない。一方で、昨年度から提案として出ているマスバランス方式を活用したプラスチックや、特定調達品目検討会の中でも、アルミの検討の必要性についてもご指摘いただいている。素材に限らず、例えばCFPを全体的に配慮事項として押し上げていくといった論点もある。今後の検討と考えている。
6	パブリックコメントへの対応	資料1	共通の判断の基準	パブコメ意見の中で、電気炉業界の排除や高炉業界の過剰な支援等があるのではないかとこの指摘に対する対応方針で、電気炉とか高炉ということは特に言及していないと書いてあるが、同様の指摘が他にもある。結果的にこういったことになるのか、あるいはこれは必ずしもこうなるわけではないと捉えてよいのか。	実質、電炉排除につながってしまうという点については、そうではないと思っている。実際今回参照しているものは、日本鉄鋼連盟のガイドラインだが、これは電炉、高炉を限定するものではないと伺っている。平たくみなさんが排出の削減にガイドラインを活用して取り組んでもらえれば、グリーン購入法上の対象とみなすと扱って考えていきたい。

No.	議題	資料	意見箇所	意見内容	意見内容への対応方針
7	パブリックコメントへの対応	資料2	共通の判断の基準	グリーンステールの取扱で確認だが、そもそも削減実績量の割り当てをしている鉄ということで、メーカーの方から見ると、全量グリーンステールというわけにはいかない。例えば100t使うメーカーは、90tが普通の鉄で、10tがグリーンステールとなった場合、そのメーカーの中でマスバランス管理をすることはできないという認識でよいか。	この点は継続的な議論をされている部分もある。いわゆる削減実績量をどのようにサプライチェーンでつないでいくかについては、LCA学会において議論されている。日本鉄鋼連盟のグリーンステールガイドラインにおいては、鉄鋼製品までの割り当ての考え方の整理まで、と理解しており、実際に最終製品、2次製品に行き渡るところのマスバランスの考え方は、今後整理されていくと認識している。実際の製品としての供給は整理がされていない中で、まだ物としてないのではないかと考えている。このため、適切な情報提供について、今回備考5に入れさせていただいたところである。
8	基本方針の改定について	資料2	共通の判断の基準	次の要件を満たすこと、といった場合に、どちらも満たす必要があるのか、どちらか一方でよいのかを考える余地があるような表現になっている。どちらも満たす必要があることが明確にわかるような書き方にした方がいいのではないか。	いずれかを満たす、という記載がない場合は、原則として全て満たす必要があり、他の品目も同じような書きぶりを行っている。全般的に確認し対応を検討する。
9	基本方針の改定について	資料2, 資料3	共通の判断の基準	資料2の9ページの原材料に鉄鋼が使用された物品の書きぶり、資料3の17ページの図の対応がよくわからない。要はグリーンステールを使用すると基準値1になるのは良いが、9ページの文言では、「基準値1は、当該品目に係る判断の基準を満たし」というのが、①でも②でもいいということの意味しているということか。それより基準値2と書いた方が簡単ではないか。	記載の明確化というところは、事務局側でも苦心しており、共通の判断の基準で書いている基準値1は、当該品目の基準値1、2を満たしている場合と、基準値2だけを満たしている場合、そのどちらも想定している書き方として、判断の基準を満たすという書き方をしている。2段階の判断の基準の設定の有無で、両方を満たさないと基準値1にならないのかという質問があったため、なお書きの部分を今回共通の判断の基準のところにつけ加えた。それ以外のところでも不明瞭な部分は、ご指摘のとおりであり、追加的な補足説明について、基本方針への記載又は調達機関への説明を行うよう検討したい。
10	基本方針の改定について	資料3	共通の判断の基準	資料3の17ページで言うと、確かに基準値1と2がないものがあるとわかる。該当するものが書かれていることはわかったが、2段階の基準がないものでも、グリーンステールを使うと基準値1という存在しないものに該当するということになるのか。	ご理解のとおりである。
11	基本方針の改定について	資料2	前文	資料2の7ページ目、エコリーフはあくまでもEPDの一種だということで修正されたのだと思うが、略称だけではわかりにくいので、環境製品宣言（EPD：Environmental Product Declaration）というような表記にした方がよい。	ご指摘を踏まえ修正を検討する。
12	基本方針の改定について	資料2	前文	エコリーフについては名称変更が実施され、SuMPO EPDと変更されている。SuMPO EPDもEPDの中のひとつであることは間違いないが、他の海外のEPDも含めて包括的に書いていただいたと認識している。	ご認識のとおりである。
13	基本方針の改定について	資料2	前文	CFPの備考にISOが並べられているが、EPDとして公開している情報のうちのひとつにはカーボンフットプリントが入っているという位置付けでISO14025があるため、それも加えていただきたい。14067と14025は異なる規格として存在している。14025はあくまでも14040と14044に基づいて計算するようなかたちになっていて、14067に関してはもう少し細かく書かれている。	定量的環境情報として、14025はタイプIII環境ラベルに該当する。40番台の方が細かく、14067はこう対応をするのではないかという書き方をしている。他の品目にも影響するため、検討させていただく。
14	基本方針の改定について	資料3, 資料4	共通の判断の基準	資料4の3ページ目に図があるが、資料3の別のものと比べると、基準値1と2に分けていなくて、判断の基準を満たすだけというものもある。3ページ目にはないので、今後、基準値1、2、あるいは適合、この3つしかないということになるのかもしれないが、現状ではまだ基準値1、2に分かれていないものもあるため、それも書いた方が混乱しなくていいのではないか。	2段階の基準がない品目が資料4の方にはないという指摘かと思う。今後、全国説明会の資料等ではブラッシュアップし、現行の基準に合うかたちできちんと説明できるようにしたい。

No.	議題	資料	意見箇所	意見内容	意見内容への対応方針
15	令和7年度における検討方針・課題(案)	資料4	共通の判断の基準	共通の判断の基準は大変に素晴らしい考え。基本方針の規定を全部統一して、共通して、どんな製品でも少なくともこれを守りなさいという基準を作るといいのではないかと考えている。例えば、今、物に対して見ているが、作っている人間の活動として、以前の製品よりも少なくともどの製品もCFPが5%以上少なくなったということを通則基準にすると、製造側も製品の二酸化炭素排出量も把握でき、新しい製品は何%上がったか、下がったかというのを認識でき、環境の意識が高まる。または、全部の製品を共通した遵守事項ができるとわかりやすい。それが二酸化炭素排出量を減らすのに効果的に効いてくるのではないかと。	横断的な共通基準は、今後の検討課題だと認識している。政府の検討課題としてはScope3の3という取組も、今後物品調達の見点でも出てくるのではないかと考えているが、まだまだ取組としては難しい部分は非常にある。まずは全品目に例えばCFPの算定・開示を配慮事項として設けるといふようなことから始めて、次につなげていく。実排出に基づくCFPの基準も、パブリックコメントで意見いただいております、そこも含め、今後の検討課題としていきたい。
16	令和7年度における検討方針・課題(案)	資料4	2段階の判断の基準	2ページ目の2段階基準等をさらに積極的に運用していくということには賛成する。民間においても今GX活動の中でグリーン調達の機運が高まりつつある。基準値1を積極的に活用し、国として率先する取組を強めるべきである。また、グリーンスチールのような共通基準の検討も賛成。これまで、省エネ、省資源に重点が置かれていたが、中長期的なGX推進という観点から、単に材料だけではなく、グリーン電力を製品に使う場合や、固定したCO2由来の原材料を使った製品なども共通の基準として考えていくべきではないかと。	資料中に記載はないが、経済産業省で民間のGXリーグの取組が進められおり、そこの連携についても政府調達の文脈でも今後進めていかなければならない。ご指摘を踏まえ、検討させていただきます。
17	令和7年度における検討方針・課題(案)	資料4	素材生産のエネルギーの評価	マスバランス方式という話が出てきたり、カーボンフットプリントの取組が進んできた際には、素材の生産エネルギーについても評価していけると良いのではないかと。石炭火力からの転換が進まなければカーボンニュートラルになっていかない。マスバランス方式の場合でも、ある部分は結局は燃料として使われ、CO2排出につながってしまうため、そのあたりが今後評価されていくと良い。	ご指摘のとおり、マスバランス方式だけではなく、素材生産のエネルギーにも注目し、検討していくということは重要な観点だと思う。今後の検討の中で進めていきたい。
18	令和7年度における検討方針・課題(案)	資料4	ものの調達からサービスの活用へ	基本的な方向性は良い。前文にシェアリングについて記載されて、ものの所有からサービスの活用の検討という方向性は良いと思うが、具体的にどういふ基準を想定されているか。今は、製品個々の性能の規定が中心で、サービスの活用という話になると、ものは同じだが提供方法をどう選ぶかといった議論が必要になる。役務を選んだ場合はこういう基準でということになる。製品購入からサービス、役務の方に移行することについては、もう一工夫要るのではないかと。	現状まだ具体的なイメージは持ち合わせていないが、今後の検討課題として議論していきたい。
19	令和7年度における検討方針・課題(案)	資料4	法の普及方策	資料4の10ページ、調達支援のサポート拡充、地方公共団体にグリーン購入を広げるといふことは非常に大事だと思う。グリーン購入ネットワークも有効活用できるとよい。	グリーン購入ネットワークとも連携し、普及につなげていきたい。
20	令和7年度における検討方針・課題(案)	資料4	物流の負荷	物流により、同じ分野の中でも環境負荷が大きく変わるという状態が起きやすくなっている。ここ数年で欧米が沈み、インドや中国、東南アジアが入り込んで、産業自体をシフトさせている。課題としては非常に扱いにくい、物流がどうなっているのかというのをウォッチしておく必要がある。	自動車は典型的な例だが、大きく社会も、あるいはアジアの国々も変わってきている中で、どのようにグリーン購入法で考えていけるかというの、サプライチェーンの問題として捉えていくことが大事。WTOの制約もあり難しいところだが、原料まで遡って、どのようにチェーンができていけるかももう少ししっかり把握するというのも必要かもしれない。
21	令和7年度における検討方針・課題(案)	資料4	ネイチャーポジティブ	2ページ目の①の最初のところ、脱炭素社会、循環型社会、もうひとつがネイチャーポジティブの自然共生社会のところについては評価が難しいとは思いますが、方向性があるのであれば、ひとつの課題として取り扱ってもいいのではないかと。	ネイチャーポジティブの見点は、国際的な環境ラベルの取組が進んでいると思っている。紙、木材に係るFSCなどの認証制度は、グリーン購入法でも紙の総合評価の中で高く評価している。それに限らず、国際認証ラベル、いわゆる生物多様性に配慮した原料調達の記載もある。品目ごとに設定する際に取り入れられるかどうか、今後の検討課題になってくる。品目ごとの基準の考え方という部分は、まだまだ良い案を持ち合わせていない。実際、製造工程の取組も含めての基準となると、なかなか難しい部分もあるが引き続き検討させていただきたい。

No.	議題	資料	意見箇所	意見内容	意見内容への対応方針
22	令和7年度における検討方針・課題(案)	資料4	ネイチャーポジティブ	食堂での有機農産品など、みどりの食料システム戦略により農林水産省が進められて、今回その政策が取り入れられた。これがネイチャーポジティブにぴったり対応しているわけではないかもしれないが、工業製品ではなく、そういう農業製品なり、自然から何か取ってくるということについての議論というのは、もう少し必要なかもしれない。	
23	令和7年度における検討方針・課題(案)	資料4	法の普及方策	2段階基準の普及について、一般に調達担当者の方は、カタログやWEBページを見て、グリーン購入法に適合しているか、エコマークがついているかというチェックをされており、グリーン購入法の普及に、通販カタログの役割は大きいと考えるが、カタログ等ではまだグリーン購入法適合か否かというフラグしか立っていないため、流通関係への情報提供、意見交換を前向きに進めていけると良いのではないかと。	非常に流通の部分は大事な役割を担っている。そういう方々にも参加いただけるような仕組みも検討していきたい。
24	令和7年度における検討方針・課題(案)	資料4	適合状況の確認方法	適合状況のチェックは、どこがやっているのか。	原則的として、製品の製造事業者が、基準値1に該当する製品として供給するのか、基準値2として供給するのかを判断し、適合性について確認したうえで自己宣言をし、提供していただくということになる。調達者の目線でいうと、基準値1の製品を買いたいといった場合に、入札参加できる供給者、メーカーから提供いただくということになる。双方の確認は必要にはなるが、製品がそれにあたるかところの厳密な確認は、メーカー側に実施していただく。
25	令和7年度における検討方針・課題(案)	資料4	鉄鋼のマスバランスの考え方	マスバランス方式の活用について、プラスチックに関しては把握しているが、鉄鋼については、学会、業界団体が作られるものは、プラスチックと同じだと見てよいか。	鉄鋼のマスバランスの取組は、プラスチックのように資料の4の7ページのようなかたちで、基本的な考え方を対外的に政府として出しているものは現状ない。現状は鉄、日本鉄鋼連盟が出しているガイドラインを参照することになる。削減実績量の割り当て方や、削減実績量のプロジェクトの選定の考え方は、まだ曖昧でパブリックコメントで意見も多数出されたが、並行してLCA学会が経産省主導で削減実績量そのものの定義も検討しているところ。メーカーが削減したプロジェクトを、製品に割り当てるかといった点については、今後対外的に示されていくことになろうかと思う。まずは日本鉄鋼連盟のガイドラインから見ていただき、削減実績量はLCA学会の検討を見ていただければということである。
26	令和7年度における検討方針・課題(案)	資料4	削減実績量の評価	削減実績量について、LCA学会では削減した分を、環境価値としてどのように各鉄鋼材に割り当てていくかの議論の問題になっていて、そこが鉄鋼のマスバランスの話になっている。ガイドラインが出てきた時に、削減実績量としてのマスバランスの考え方を、改めて提示させてもらう。	マスバランスについては、鉄鋼とプラスチックでは評価が異なる。Scope3、削減貢献量といったことを取り入れていくのかどうか議論していく必要がある。
27	令和7年度における検討方針・課題(案)	資料4	電力の評価	データセンターがこれから増え、2020年位に500TWh全世界で使われていて、2年後には1,000TWhになると言われている。それは日本の年間電力使用量と同等で、かなりの量がデータセンターで使われる。AIなど無形のものを使う電気に対して、そろそろ考え始めてもいいのではないかと。電力はやはり環境負荷の大きな原因になっており、今後急激に増えてくるため、どのようにコントロールしていくか考えていいのではないかと。	電力の調達については、環境配慮契約法において取り扱っている。事業者の電力の排出係数のしきい値の設定や調達する電力の再エネ割合を仕様に入れることで排出の低減に務めている。政府として、近年では100億kWh程度が毎年の総電力使用量となっているが、それを抑えるという部分は環境配慮契約の中だけでも縛れないところもある。ここは重要な観点として、今後も検討させていただきたい。なお、データセンターの将来の需要増の話は、エネルギー基本計画や、GXの実現に向けて脱炭素電源に誘導していくという方向性も含め、政府全体で議論している。
28	令和7年度における検討方針・課題(案)	資料4	太陽光発電システム	太陽光発電システムの見直しは令和9年度とのことだが、新たなエネルギー基本計画に準拠して、再エネ関連の内容も大きく変動する可能性がある。最近農林水産省が推奨している営農型太陽光システムが国内で少しずつ整備され始めているため、先行して対応していく必要がある。	定期的な見直しは、令和9年度という位置付けではあるが、関係省庁と連携させていただき、農地を使った太陽光システムやペロブスカイト型の実証段階の動きもウォッチしながら、継続的な検討をさせていただきたい。

No.	議題	資料	意見箇所	意見内容	意見内容への対応方針
29	令和7年度における検討方針・課題(案)	資料4	品目の見直し全般	データクラウドのサービスは、今、何らかのかたちで使っていて情報通信関係ではかなりの量で24時間稼働している状態である。見るべき範囲として広げていけたら良いと思う。パブリックコメントにもあったが、最近ではセメントの新しいタイプのものなどGX関連製品が、今後様々な分野から出てくるので、5年ごとということではなく、なるべく早く、先手を打って、そういった取組をしている企業を支援するようなかたちでグリーン購入法も役に立てれば良いと思う。	御意見を踏まえ、次年度以降検討を進めて参りたい。